

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美 瑛 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 美瑛町全域

(1) 現況

本地域は、丘陵地帯の中にある田畑複合地域であり、水資源に恵まれ、良質な水稲や畑作物を生産している。今後とも農業振興を図るためには、水路・農道等の地域資源を適切に保全管理することが必要である。また、本地域は、地域振興 8 法の過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行う事が必要である。さらに、近年消費者のニーズの多様化や、環境に対する意欲の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 2 号並びに同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、水路・農道等の地域資源の適切な保全管理や平場地域と比べて生産条件の格差の補正、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することによる生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	美瑛町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（美瑛町は全域が指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑・草地及び採草放牧地 15 度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払いの対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧 8 度以上 15 度未満の全てを対象とする。傾斜は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払いの対象とする。

集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた対象農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは美瑛町農業振興機構等が賃借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区、道路・河川愛護会等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、会計担当等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項について記載する。なお、多面的機能を

増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

ア 農業生産活動等として、下記の共同取組活動を実施する。

(ア) 農用地に関する事項

- a 耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに地区農用地利用改善事業実施組合及び農業委員会のおっせんを受ける。
- b 既耕作放棄地は、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないように草刈・防虫対策を行う。
- c 基盤整備等により耕作条件の改善を行う。

(イ) 水路・農道の管理方法

- a 水路・農道等の泥上げ、草刈りを定期的に行う。
- b 農道（耕作道等）の簡易補修や農地からの土砂流防対策を推進する。

(ウ) 農業生産の振興

- a 良品質な農産物の安定生産を推進するため、そ菜（トマト、グリーンアスパラガス、インゲン等）、原種馬鈴薯等の生産振興及び高付加価値化を推進する。
- b 農用地への柵、ネット等の設置等により、鳥獣被害防止対策を推進する。
- c 畜産振興のため、へい獣処理対策を進めるとともに、酪農ヘルパー、乳牛検定事業、家畜衛生管理事業を推進する。
- d 新規就農者の確保や後継者の育成など担い手育成支援を推進するとともに、コントラクター事業や農福連携事業等についても推進する。
- e 農作業の効率化及び生産活動の負担軽減に向け、スマート農業を推進する。
- f 土壌診断を組織的に取り組むと共に、良質な堆肥の安定供給を図り、堆肥・スラリーの散布による土づくりを推進する。
- g その他集落が実施を希望し町長が認める農業生産振興に向けた取組を推進する。

イ 多面的機能を増進する活動として次の活動を実施する。

(ア) 緑肥作物による土づくり及び景観作物の栽培推進

- a 休閒緑肥の導入を推進する。
- b 前後作緑肥事業の導入を推進する。
- c 景観緑肥作物の導入を推進する。

- (イ) 集落会館、公園、農家庭先の環境美化のため、花壇等を設置・整備するとともに空き缶、ゴミ拾い等を推進する。
- (ウ) 農業用廃プラスチック、肥料、農薬の空袋を適切に回収し、適切に処理することで環境に配慮した営農を推進する。
- (エ) 農村の交流活動を推進し、農村地域活性化を推進する。
- (オ) その集落が実施を希望し町長が認める多面的機能を増進する活動。

対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、営農に対し認定農業者と同等な志をもつ者など、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

その他必要な事項

- (1) 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付対象とする。なお、農業振興地域農用地区域からの除外及び農地転用許可を条件とする。
- (2) 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象としない。
- (3) 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又は、これに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- (4) 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該

農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

- (5) 集落協定は、令和2年度以降に締結及び変更することも可能とする。